

国から地方へ

# 住民税が変わります

今回の税制改正は、国から地方への税源移譲を主な目的としています。  
具体的には、私たちの所得(収入)に課税されている所得税と住民税について、所得税(国税)の割合を減らし、住民税(県・町税)の割合を増やすことで税源の移譲を図ろうとしています。

## ●9月号のおさらい

- ①所得(収入)に課税される代表的な税金として所得税と住民税があります。
- ②所得税も住民税も税額は、(所得の合計ー所得控除の合計)×税率という計算で求められることをお話ししましたが、今回の改正でこの税率が大きく変更されます。

## ●税率の変更

**住民税は一律10%へ**  
これまで、住民税の税率は、5%、10%、13%の3段階に分かれており、所得が多いほど高い税率が適用されてきましたが、今回の改正で所得に関わらず一律10%とされました。

ところが、この改正だけでは、今まで住民税の税率が5%だった納税者は増税に、13%だった納税者は減税となってしまいます。

す。そこで、所得税の税率もあわせて変更して、**所得税と住民税の合計税率は改正前と変わらない**ようにします。

具体的には、住民税の税率が5%から10%になる納税者については、所得税の税率を10%から5%に引き下げ、住民税の税率が13%から10%になる納税者については、所得税の税率が改正前の税率より3%引き上げられます。結果として、改正前と改正後で合計税率は変わらないようになっています。

## ●その他の改正点

平成11年から実施されていた定率減税が、平成19年度から廃止されます。

本年度は経過措置として半減されていますので、住民税で来年度に影響する額は、算出税額の75%、最大で2万円となります。

第2回  
税制改正の内容は?

※このコーナーでは、分かりやすいように、計算式・用語などを単純化して説明していますので、実際の課税額などとは必ずしも一致しない場合があります。  
問合せ  
税務課課係  
☎62-11230 内線141

## 【これまで住民税率が5%であったかた※の場合】

※課税所得金額(所得の合計ー所得控除の合計)が200万円以下

県・町 国	住民税 5%	住民税 10%	負担合計額は 同じ
	所得税 10%	所得税 5%	
	改正前		改正後

## 子育て支援

### 子どもの医療費支給を

### 『小学校6年生』まで拡大します

町では10月から、「乳幼児医療費」に替わり「こどもの医療費」の支給を実施します。  
支給対象児は、これまでの小学校入学前から、小学校6年生(12歳になって最初の3月31日)までに拡大されました。

### 届出の必要なかった

小学校1年生から6年生までの児童の保護者のかた  
※現在受給している保護者のかたは、必要ありません。

### お持ちいただくもの

- ①児童の健康保険証
- ②保護者の預金通帳(郵便局は除く)
- ③印鑑

### 届出先

住民福祉課福祉係  
☎62-11230 内線105

